

論点④ 管理栄養士の居宅療養管理指導の算定要件の見直し

論点④

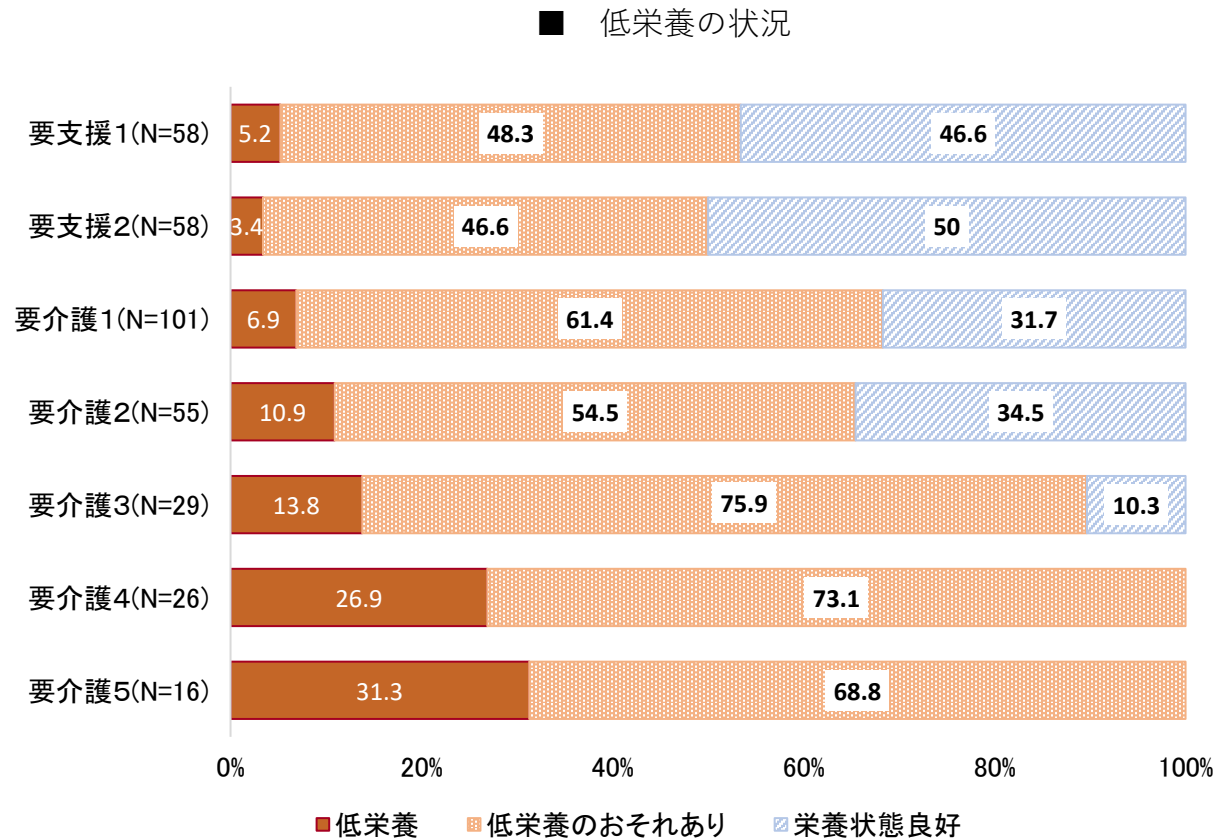
- 管理栄養士の居宅療養管理指導の算定対象は、特別食を提供する必要がある者又は低栄養状態にある者である。
- 在宅要支援者・要介護者における「低栄養のおそれあり」及び「低栄養」の状態にある者の割合は一定数おり、医療専門職につながらないことにより栄養介入の必要性が無いと判断されることがある。

対応案

- 在宅要支援者・要介護者のうち「低栄養のおそれあり」及び「低栄養」の状態にある者への評価や介入を推進するため、管理栄養士の居宅療養管理指導の算定対象として、医師の指示に基づく栄養スクリーニングの実施を追加してはどうか。

在宅要支援者・要介護者の低栄養の状況

○ 「低栄養のおそれあり」及び「低栄養」の状態である者の割合は、要支援者は50％以上、要介護者は70％以上であった。



対象者：通所サービスや居宅サービスを利用する65歳以上の高齢者343名

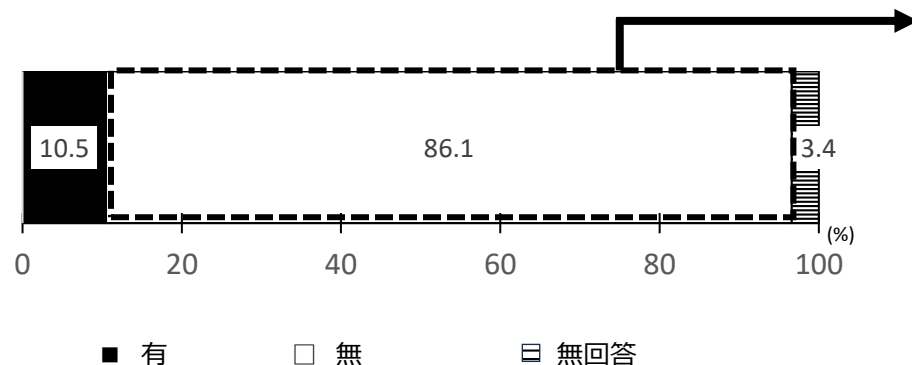
本調査では、身体・健康の質問※及び簡易栄養状態評価表 (Mini Nutritional Assessment Short-Form) によって栄養状態を判定

※「食事量減少の有無」「過去3ヶ月間での体重減少の有無」「自立歩行の可否」「過去3ヶ月間での精神的ストレスなどへの罹患経験の有無」「神経・精神的問題の有無」の5項目

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「ICT等を活用した在宅高齢者の栄養・食生活支援に関する調査研究事業」より老健局老人保健課にて作成

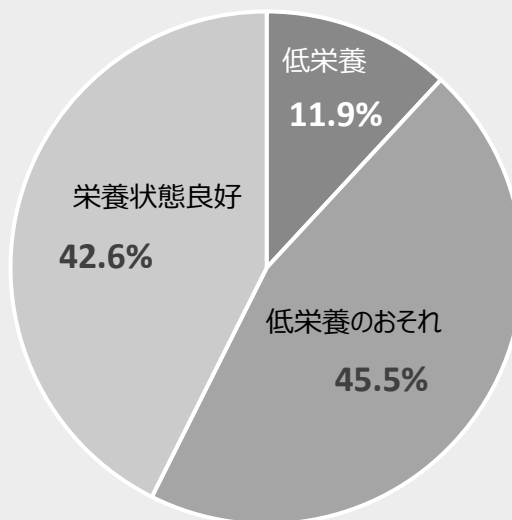
- 居宅療養管理指導の利用対象となりうる利用者のうち、事業所職員が「栄養介入の必要性が無い」と判断した者は86.1%であった。
- 必要性がないと判断された利用者に、管理栄養士が栄養状態の実測調査をしたところ、「低栄養」が11.9%、「低栄養のおそれ」が45.5%であった。

■ 居宅療養管理指導の利用対象者となりうる利用者のうち、事業所職員が栄養介入の必要性の有無を判断した結果※¹（n=269）



■ （栄養介入の必要性が無いと回答があった利用者のうち）

管理栄養士による実測調査に協力を得られた利用者の低栄養の状況※²（n=101）



※ 1 通所介護事業所、グループホーム、有料老人ホーム、短期入所生活介護の利用者269名を対象にアンケート調査を実施し、各利用者に対して栄養介入の必要性の有無を、事業所職員が判断した結果。

※ 2 栄養介入について、「特に必要性は感じない」と事業所職員が回答した利用者（230名）のうち、実測調査の協力を得られた者に対して、簡易栄養状態評価表（Mini Nutritional Assessment Short-Form）を実施した結果。

【出典】 令和7年度老人保健健康増進等事業「在宅における栄養管理・口腔管理の充実に係る調査研究事業」より老健局老人保健課にて作成